

改正	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成21年4月1日	平成22年4月1日
	平成23年4月1日	平成24年4月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成27年5月28日
	平成28年4月1日	平成28年6月1日
	平成29年4月1日	平成29年6月1日
	平成30年4月1日	平成31年4月1日
	令和元年7月24日	令和元年11月27日
	令和2年4月1日	令和2年7月28日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和5年4月1日	令和6年4月1日
	令和7年4月1日	令和8年4月1日

第1章 大学の目的綱領

（目的）

第1条 本学は高等の知識を授け、専門の学術を教授研究し、仏教精神によって人格を陶冶し、人類文化に貢献する人物の養成を目的とする。

（実践禅学の開設）

第2条 本学は前条に即し、実践禅学を開設する。

第2章 学部及び学科の組織

（学部）

第3条 本学に文学部、社会福祉学部、教育学部を置く。

- 2 本学に大学院を置く。大学院の学則は別に定める。
- 3 本学に留学生別科を置く。留学生別科の規程は別に定める。

（学部の目的）

第3条の2 各学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

文学部

文学部は、建学の精神に基づき、仏教学・日本史学・日本文学にわたる専門的知識と技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、仏教学・日本史学・日本文学にわたる専門的知識・技術を身に付けることを通して、自分が素質として、本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成する。

社会福祉学部

社会福祉学部は、建学の精神に基づき、臨床心理学を含む社会福祉学全般にわたる専門的知識と技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、社会福祉学全般にわたる専門的知識と技術を身に付けることを通して、自分が素質として、本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会

に貢献することができる人材を養成する。

教育学部

教育学部は、建学の精神に基づき、初等教育学を含む教育学全般にわたる専門的知識と技術を修得させることを目的とする。

「己事究明」を基盤とし、教育学全般にわたる専門的知識と技術を身に付けることを通して、自分が素質として、本来持っている力を発見すること、並びに周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる有為の教育者を養成する。

(学科)

第4条 文学部に仏教学科、日本史学科、日本文学科の3学科を置く。

社会福祉学部には社会福祉学科、臨床心理学科の2学科を置く。

教育学部に初等教育学科を置く。

2 大学や各学部各学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）という3つの方針（3ポリシー）は、別表第1に定める。

(学科の目的)

第4条の2 各学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

仏教学科

仏教学科においては、本学の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と仏教に関する専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

日本史学科

日本史学科においては、本学の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と日本史に関する専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

日本文学科

日本文学科においては、本学の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と日本文学・現代文化・書道に関する専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

社会福祉学科

社会福祉学科においては、本学の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と社会福祉学に関する専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

臨床心理学科

臨床心理学科においては、本学の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と臨床心理学に関する専門的知識・技術を修得した人材を養成する。

初等教育学科

初等教育学科においては、本学の課程を修め、所定の単位修得とその他の条件を満たした上で、幅広い教養と小学校教育・幼児教育・保育に関する専門的知識・技術を修得した有為の教育者を養成する。

第3章 授業科目

(学部学科の授業科目及び単位数)

第5条 文学部、社会福祉学部及び教育学部の授業科目は、その内容により、必修科目、選択科目及び基礎教育科目とする。

2 前項に定める各授業科目及びその単位数は、別表第2に定める。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第8条の2 削除

第9条 削除

第9条の2 削除

第10条 削除

第10条の2 削除

第10条の3 削除

(教員の免許状授与の所要資格)

第11条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

文学部

仏教学科

中学校教諭1種免許状(宗教)

高等学校教諭1種免許状(宗教)

日本史学科

中学校教諭1種免許状(社会)

高等学校教諭1種免許状(地理歴史)

高等学校教諭1種免許状(公民)

日本文学科

中学校教諭1種免許状(国語)

高等学校教諭1種免許状(国語)

高等学校教諭1種免許状(書道)

社会福祉学部

社会福祉学科

高等学校教諭1種免許状(公民)

教育学部

初等教育学科

小学校教諭1種免許状

幼稚園教諭1種免許状

特別支援学校教諭1種免許状

知的障害者に関する教育の領域

肢体不自由者に関する教育の領域

病弱者に関する教育の領域

(資格等に関する授業科目及び単位数)

第11条の2 本学において教員免許状取得に関する科目として開設する授業科目及び単位数は別表第3に定める。

第12条 本学に学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第2項の規定に基づき「学校図書館司書教諭資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第4に定める。

第13条 削除

第13条の2 本学社会福祉学部社会福祉学科及び臨床心理学科に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第5条の規定に基づき「社会福祉士受験資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第6に定める。

第13条の3 削除

第14条 本学に博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項第1号及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第1条の規定に基づき「博物館学芸員資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第7に定める。

第15条 本学に臨済宗妙心寺派教師及び教師補規程に基づき「妙心寺派教師資格に関する科目等」を置く。授業科目、単位数及びその他については別表第8に定める。

第15条の2 本学に図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第5条第2項の規定に基づき「司書講習相当科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第9に定める。

第15条の3 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条及び精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第5条の規定に基づき「精神保健福祉士受験資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第10に定める。

第15条の4 本学に「認定心理士資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第11に定める。

第15条の5 削除

第15条の6 本学教育学部初等教育学科に児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2の3第1項第3号に基づき「保育士資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第13に定める。

第15条の7 本学に「スクールソーシャルワーカーに関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第14に定める。

第15条の8 本学に「宗教文化士受験資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第15に定める。

第15条の9 本学に公認心理師法第7条第1号及び公認心理師法施行規則第1条の規定に基づき「公認心理師受験資格に関する科目」を置く。授業科目及び単位数は別表第16に定める。

第4章 履修方法・授業科目の履修修了の認定及び卒業

（修業年限）

第16条 本学の修業年限を4年とする。

第17条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第39条の規定により入学した学生は、退学以前の在学年数を8年より減じた年数を超えて在学することができない。第40条の規定により入学した学生は、入学時に定められた修業年限の3倍を超えて在学することができない。

（履修）

第17条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、単位互換履修生として履修を許可することができる。

2 単位互換履修生に関しては、別に定める。

第18条 各学科の授業科目は4年にわたり配当し、必修科目、選択科目及び基礎教育科目とともに第一年次より履修し、逐年増加履修する。なお、その必要のあるものは教職に関する科目を履修するものとする。

第19条 授業科目の単位数は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条により、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次のとおりとする。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第19条の2 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第22条により、1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第19条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第19条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学が別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第19条の5 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第54条の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学が別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条の3第一項及び第二項並びに前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第19条の6 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室以外の場所で履修させることができる。この方法により与えることができる単位は、60単位を超えないものとする。

第20条 学生は、第5条に基づいて合計124単位以上を修得しなければならない。

第20条の2 削除

第21条 削除

(履修修了の認定)

第22条 授業科目の履修修了の認定は、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

卒業論文の審査は口述試問を加えるものとする。

第23条 授業科目の成績は100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第24条 追試験は原則として行わない。ただし、試験規程に基づき試験に欠席した理由を正当と認めた場合には追試験を行うことがある。

第25条 本学に4年以上在学し、第20条の定めるところにより所定の単位を修得し卒業した者には、学士の学位を授与する。

第26条 削除

第5章 学年・学期及び休業日

(学年)

第27条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第28条 学年を分けて前期及び後期の2学期とする。

前期4月1日より9月20日まで

後期9月21日より3月31日まで

(休業日)

第29条 休業日を次のとおり定める。ただし、学長は、必要がある場合、休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日、土曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日
 - (3) (削除)
 - (4) 春期休業 3月18日より3月27日まで
 - (5) 夏期休業 8月5日より8月31日まで
 - (6) 冬期休業 12月29日より1月7日まで
- 2 必要がある場合に、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 前項以外に学長は臨時の休業日を定めることができる。

第6章 入学・休学・復学・退学・再入学・転入学・除籍及び留学

(入学)

第30条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第31条 入学の定員を次のとおり定める。

文学部

仏教学科

毎年入学定員35名

収容定員140名

日本史学科	毎年入学定員65名	収容定員260名
日本文学科	毎年入学定員60名	収容定員240名
社会福祉学部		
社会福祉学科	毎年入学定員80名	収容定員320名
臨床心理学科	毎年入学定員85名	収容定員340名
教育学部		
初等教育学科	毎年入学定員80名	収容定員320名

第32条 本学に入学することのできる者は次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設等の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第33条 入学志望者は入学願書、出身学校調査書等、本学所定の書類に従い、別に定める入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

第34条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第35条 入学を許可された者は所定の期日までに保証人が連署した誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

- 2 保証人は2名とし、その1名は父母若しくはこれに代わる者とする。保証人は学生の身上に関する一切の責任を負わなければならない。保証人がその資格を失った場合は、遅滞なくあらたな保証人を立て、「誓約書」を提出すること。また、保証人の届出事項に変更が生じた場合は、「保証人記載事項変更届」を提出すること。

（休学）

第36条 病気その他やむを得ぬ理由により休学しようとする者は、その事由を所定の用紙に記入し、保証人の連署をもって願出しなければならない。なお、病気による休学の場合は医師の診断書を提出しなければならない。

- 2 病気のため修学に適さないと認められる者については、教授会の議を経て学長が休学を命ずることができる。休学は通算4年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、その年度内に限る。ただし、延長の願出があれば、これを許可することができる。
- 4 休学の期間は第17条に規定する在学年限に算入しない。

（退学）

第37条 病気その他の理由により退学しようとする者は、その事由を所定の用紙に記し、保証人の連署をもって願出なければならない。

第38条 休学および退学は、願出があった学期の学費の納入、その他の義務を完了しないときにはこれを許可することができない。

（再入学）

第39条 第37条により退学した者が再入学を願出たときは、退学後3年以内に限り、その事情を考慮して許可することがある。ただし、入学の時期は第30条、手続は第33条、第35条によるものとする。

（編入学）

第40条 欠員のある場合は選考のうえ他の大学からの編入学を許可することがある。

(転学)

第41条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を付して学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当するものは除籍する。

- (1) 学費及び諸納入金を納付期限内に納めず、督促を受けても納付しない者
- (2) 第17条に定められた在学年限を超えた者
- (3) 死亡した者

第42条の2 削除

(留学)

第42条の3 本学が定める留学については、その期間について修業年限に含めることができる。ただし、1年を超えることはできない。本学が定める留学については、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料)

第43条 本学に入学を願い出る者は、別表第17に定める入学検定料を、本学が指定する期限までに納入しなければならない。一旦収めた入学検定料は返還しない。

(入学金)

第44条 入学に際しては、別表第18に定める入学金を、本学が指定する期限までに納入しなければならない。一旦収めた入学金は返還しない。

(学費)

第44条の2 別表第18に定める学費等は、本学が指定する期限までに納入しなければならない。

2 削除

3 休学期間中の学費は免除する。ただし、別表第19に定める在籍料を、本学が指定する期限までに納入しなければならない。

第45条 削除

(履修料)

第46条 科目等履修生は別に定める履修料を、本学指定する期限までに納入しなければならない。

削除

第47条 削除

2 削除

第47条の2 削除

(学費の延納)

第48条 本学が指定する期限までに、別表第18に定める学費等の納入が困難な場合には、理由を付した書面をもってその旨を願い出なければならない。

第8章 職員組織及び連合教授会・評議会

(組織)

第49条 本学に学長、副学長、事務局長、部長、次長、課長、係長、課員、図書館長、司書、校医等一定数の職員を置く。

第50条 本学に一定数の教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

第51条 主要な授業科目は教授が担当することを原則とする。ただし、准教授又は講師が分担することがある。

(連合教授会)

第52条 本学に連合教授会を置く。

2 学長は、連合教授会を招集し、その議長となる。

3 連合教授会は、教授、准教授及び講師をもって組織する。

4 連合教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が連合教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

第52条の2 削除

(評議会)

第53条 本学に大学運営上の重要事項を審議するため、評議会を置く。評議会の規程については別に定める。

第9章 選科生・科目等履修生及び外国人留学生

(選科生)

第54条 本学則第32条第7号に該当する者で本学学生として入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選科生として選考のうえこれを許可することができる。

第55条 選科生はその履修した授業科目について試験を受け、合格すれば修了証書が授与される。選科生については別に選科生に関する規程を設ける。

第56条 選科生には本学則を準用する。ただし、第25条はこれを適用しない。

(科目等履修生)

第57条 本学則第32条各号の一に該当する者が、本学の授業科目中その一部について履修を願い出るときは学生の修学に支障のない場合に限りこれを許可することができる。科目等履修生については、科目等履修生規程を設け、又は本学則を準用する。ただし、第25条は適用しない。

2 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験に合格したときは、願い出により所定の単位を与える。

(外国人留学生)

第58条 外国人学生で外国公館又はこれに準ずる機関の推薦する者は、学部留学生として教授会の議を経て入学を許可することができる。入学を許可された者については本学則を準用する。

第59条 第32条に規定する入学資格を有する外国人で、在留資格を有しない外国人については、入学願書受け付けの際、受け付けの可否について検討されなければならない。受け付けが許可された者に限り、入学試験を受けることができる。入学を許可された者については本学則を準用する。

第10章 図書館・研究所・博物館・公開講座

(図書館)

第60条 本学に図書館を設置し、教職員、学生の自由研究に資する。ただし、図書館に関する規程は別にこれを定める。

(歴史博物館)

第60条の2 本学に歴史博物館を設置する。歴史博物館の規程については別にこれを定める。

(研究所)

第61条 本学に国際禅学研究所を設置する。研究所の規程については別にこれを定める。

(公開講座)

第62条 本学に随時公開講座を開設し、社会文化の向上に資する。

第11章 学生会館・保健施設

第63条 削除

(学生会館)

第64条 本学に学生会館を設け、学生の課外活動に資する。

(健康診断)

第65条 教職員及び学生の健康増進を図るため毎年健康診断を行う。

(保健室)

第66条 本学に保健室を設け必要のある場合救急処置を行う。

第12章 賞罰

(表彰)

第67条 品行方正学力優秀な者、又は奇特な行為があった者はこれを表彰することがある。

(特待生)

第67条の2 学業その他が特に優秀な者は、特待生とすることができる。

- 2 特待生に関して必要な事項は別に定める。
- 3 削除
- 4 特待生が、学生としての本分に背いた行為をしたときは、特待生の資格を失うものとする。

(懲戒)

第68条 学生が学則その他規則に違反し、又はその本分に反する行為のあるときは、学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。なお懲戒の手続については別にこれを定める。

(退学)

第69条 退学は次の事項に該当するものについて行う。

- (1) 成績不良にして成業の見込がないと認めた者
- (2) 理由のいかんにかかわらず無届けで引き続き6か月以上欠席した者
- (3) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(改廃)

第70条 本規程の改廃に当たって、学長が、評議会の意見を聴き、理事会の承認を得て、これを行う。

附 則

- 1 本学則は昭和24年4月1日から実施する。
- 1 本学則は昭和41年4月1日から実施する。

(中略)

- 1 本学則は2004(平成16)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2005(平成17)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2006(平成18)年4月1日から実施する。
ただし、2001(平成13)年度以前の入学生については、従前の学則による。
- 1 本学則は2007(平成19)年4月1日から実施する。
ただし、2006(平成18)年度以前の入学生については、従前の学則による。
- 1 本学則は2008(平成20)年4月1日から実施する。
ただし、2007(平成19)年度以前の入学生については、従前の学則による。
- 1 本学則は2009(平成21)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2010(平成22)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2011(平成23)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2012(平成24)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2013(平成25)年4月1日から実施する。
ただし、2012(平成24)年度以前の入学生については、従前の学則による。
- 1 本学則は2014(平成26)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2015(平成27)年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2015(平成27)年5月28日から実施する。
- 1 (1) 本学則は2016(平成28)年4月1日から実施する。
(2) 本改正学則の施行により学生募集を停止する文化遺産学科ならびに創造表現学科は、当該学科に学生が在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前学則の当該学科に係る諸規程が引き続き適用されるものとする。

- 1 本学則は2016（平成28）年6月1日から実施する。
- 1 本学則は2017（平成29）年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2017（平成29）年6月1日から実施する。
- 1 本学則は2018（平成30）年4月1日から実施する。
- 1 （1） 本学則は2019（平成31）年4月1日から実施する。
- （2） 本改正学則の施行により学生募集を停止する社会福祉学科福祉介護コースの介護福祉士養成課程は、当該コースに学生が在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前学則の当該コースに係る諸規程が引き続き適用されるものとする。
- 1 本学則は2019（令和元）年7月24日から実施する。
- 1 本学則は2019（令和元）年11月27日から実施する。
- 1 本学則は2020（令和2）年4月1日から実施する。
- 1 本学則は2020（令和2）年7月28日から実施する。
- 1 本学則は2021（令和3）年4月1日から実施する。ただし別表第18 学費付記2については、2021（令和3）年度在籍者から適用する。
- 1 （1） 本学則は2022（令和4）年4月1日から実施する。
- （2） 2021年度入学生に係る旧学則別表第2に規定する「キャリア・デザインⅢ」「キャリア・デザインⅣ」は、新学則別表第2に規定する「学びのナビゲーション：進路を考える」とする。
- 1 （1） 本学則は2023（令和5）年4月1日から実施する。
- 1 （1） 本学則は2024（令和6）年4月1日から実施する。
- （2） 2022年度入学生に係る旧学則別表第2に規定する社会福祉学科選択科目に、「公的扶助ソーシャルワーク」「児童・家庭ソーシャルワーク」「障害者ソーシャルワーク」「高齢者ソーシャルワーク」「社会学」を追加する。
- 1 （1） 本学則は2025（令和7）年4月1日から実施する。
- 1 （1） 本学則は2026（令和8）年4月1日から実施する。
- （2） 本改正学則の施行により学生募集を停止する児童福祉学科は、当該学科に学生が在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、改正前学則の当該学科に係る諸規程が引き続き適用されるものとする。

別表第1（第4条第2項関係）

卒業認定・学位授与の方針（全学）
<p>本学の建学の精神は「禪的仏教精神による人格の陶冶」である。その教育の目的は、どのような状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を涵養することである。それはまた、「己事究明」を基盤とし、専門的知識・技術を身に付けることを通じて、自分が素質として本来持っている力を発見することである。さらには、周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成することである。つまり、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことに他ならない。</p> <p>その実現のために、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を定め、それらを身に付けることを到達目標とする教育課程を編成する。本学は、所定の期間在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。</p> <p>（1） 自立性・自律性・主体性〔DP1〕</p> <p style="padding-left: 2em;">自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと持っている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあってでも自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる。</p> <p>（2） 知識・理解〔DP2〕</p> <p style="padding-left: 2em;">学部・学科において自らが学ぶ専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異なる他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることができる。</p> <p>（3） 思考・判断〔DP3〕</p> <p style="padding-left: 2em;">情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析</p>

したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができる。

(4) 技能・表現 [DP4]

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。また、情報を収集・分析し、その内容を正確に判断して、活用することができる。

(5) 態度・志向 [DP5]

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。

学部	卒業認定・学位授与の方針
文学部	略
社会福祉学部	略

学科	卒業認定・学位授与の方針
仏教学科	略
日本史学科	略
日本文学科	略
社会福祉学科	略
臨床心理学科	略

	卒業認定・学位授与の方針
教育学部 初等教育学科	<p>教育学部の目的を達成するために、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を定め、所定の期間在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。</p> <p>(1) 自立性・自律性・主体性 [DP1]</p> <p>自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと持っている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる。また、遭遇する状況において絶えずReflection（ふりかえり、省察）を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い（thoughtful）」教員や保育者としての基礎を獲得している。</p> <p>(2) 知識・理解 [DP2]</p> <p>小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自己とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることができる。さらに、情報化社会における学習環境や生活環境、社会の変化について基本的な知識・理解を有する。</p> <p>(3) 思考・判断 [DP3]</p> <p>小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができる。学校や保育の現場において、思慮深い（thoughtful）教員や保育者として、課題を発見し、解決策を提示することができる。</p> <p>(4) 技能・表現 [DP4]</p>

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。子ども支援の実践者として必要なコミュニケーション能力を身に付け、それを活用することができる。また、情報を収集・分析し、その内容を正確に判断して、活用することができる。特にICTやAIなどの適切な活用のための力量を有する。

(5) 態度・志向 [DP5]

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことができる。

教育課程編成・実施の方針（全学）

本学は、卒業認定・学位授与に関する方針を到達目標とする教育課程を編成する。

基礎教育科目、専門教育科目など必要とされる科目を体系的に編成し、講義・演習・実習などを適切に組み合わせた授業を開講する。教育課程の体系性を示すために、各科目間の関連性や各科目の内容の難易度を表現した番号を付与したナンバリングを行い、カリキュラム・マップを作成するなどして、教育課程の構造を明示する。

1 教育内容、2 教育方法・学修過程、3 評価については、以下のように定める。

1 教育内容

(1) 基礎教育科目

必修区分に、「基礎禅学」、「人権」、「基礎英語」及び大学教育への導入や基礎的なキャリア教育科目を初年次教育科目として配置する。

また、選択区分に演習を重視した教養教育科目及び他学科の提供科目を配置する。

(2) 各学部・各学科の専門教育科目

各学部・各学科の各専門分野の学問研究の体系性を考慮しつつ、学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育課程を編成する。必修科目の履修年次の指定を始め、各学部・各学科において、各学年次・各学期（前期・後期）ごとに、適切な科目配置を行う。

専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、4回生次に「卒業論文」あるいは「卒業研究」などを必修とし、それらを作成するための演習科目を、3回生次と4回生次に配置する。

2 教育方法・学修過程

(1) 「自立・自律・主体性」（DP1）と教育方法・学修過程

授業において、学生一人一人の理解度等を考慮して、きめ細かい個別の教育的指導を各教員が行う。授業の内容と試験問題・レポート課題の内容・実施時期との整合性・連携性を適切に保つとともに、それらの採点結果の学生へのフィードバックに努める。採点の際には、ルーブリックを使用することを含めて、評価基準を明確化するとともに、必要に応じて、評価者間において評価基準を標準化・共有化して、適切な成績評価に努める。

学生が学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができることにつなげることを目指す。

(2) 「知識・理解」（DP2）、「技能・表現」（DP4）と教育方法・学修過程

学生が専門的知識を体系的に理解して修得したり、他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わしたりすることができるようになるため、授業において、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ワーク等といった広義のアクティブ・ラーニングを採用し、学生の能動的な学修への参加を取り入れることに努める。

このことを通じて、学生が自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け容れることにつなげることを目指す。

(3) 「思考・判断」（DP3）、「態度・志向」（DP5）と教育方法・学修過程

学生が情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができるようになるために、PBL（Project Based Learning/Problem Based Learning。以下、「PBL」という。）やチーム・ラーニングのように、課題を解決する形式の教育方法を授業において採用することに努める。

このことを通じて、他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、学生が社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献す

ることにつなげることを目指す。

3 評価

本学では、卒業認定・学位授与に関する方針において、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力（DP1～DP5）を定めた。それらの資質・能力の修得状況を（1）大学、（2）学部・学科、（3）学生個人の3つのレベルで把握・評価する。

評価においては、1・2回生次に実施する初年次教育におけるそれぞれの学生の評価を、3・4回生次に実施する演習科目の教育活動に積極的に生かすなど、形成的評価を基本とする。

（1）大学

① 「卒業論文」あるいは「卒業研究」などの成果、② 学生の志望進路に対する進路決定率によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

（2）学部・学科

① 「卒業論文」あるいは「卒業研究」などの成果、② 学生の志望進路に対する進路決定率、③ 当該学部・学科で取得が可能な免許・資格の取得状況によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

（3）学生個人

① 各科目のシラバスにおいて提示された成績評価基準に基づいてなされた成績評価、② 「卒業論文」あるいは「卒業研究」などの成果によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

学部	教育課程編成・実施の方針
文学部	略
社会福祉学部	略

学科	教育課程編成・実施の方針
仏教学科	略
日本史学科	略
日本文学科	略
社会福祉学科	略
臨床心理学科	略

	教育課程編成・実施の方針
教育学部	<p>教育学部は、卒業認定・学位授与に関する方針を到達目標とする教育課程を編成する。</p> <p>基礎教育科目、専門教育科目など必要とされる科目を体系的に編成し、講義・演習・実習などを適切に組み合わせた授業を開講する。教育課程の体系性を示すために、各科目間の関連性や各科目の内容の難易度を表現した番号を付与したナンバリングを行い、カリキュラム・マップを作成するなどして、教育課程の構造を明示する。</p> <p>1 教育内容、2 教育方法・学修過程、3 評価については、以下のように定める。</p>
初等教育学科	<p>1 教育内容</p> <p>(1) 基礎教育科目（CP1）</p> <p>必修区分に、「基礎禅学」、「人権」、「基礎英語」及び大学教育への導入や基礎的なキャリア教育科目を初年次教育科目として配置する。</p> <p>また、選択区分に演習を重視した教養教育科目及び他学科の提供科目を配置する。</p>

(2) 教育学部初等教育学科の専門教育科目 (CP2)

各専門分野の学問研究の体系性を考慮しつつ、学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育課程を編成する。必修科目の履修年次の指定を始め、学科において、各学年次・各学期（前期・後期）ごとに、適切な科目配置を行う。

専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、4回生次に「卒業研究」などを必修とし、それらを作成するための演習科目を、3回生次と4回生次に配置する。

2 教育方法・学修過程

(1) 「自立・自律・主体性」(DP1)と教育方法・学修過程(CP3)

教育学部初等教育学科の授業において、学生一人一人の理解度等を考慮して、きめ細かい個別の教育的指導を各教員が行う。授業の内容と試験問題・レポート課題の内容・実施時期との整合性・連携性を適切に保つとともに、それらの採点結果の学生へのフィードバックに努める。採点の際には、ルーブリックを使用することを含めて、評価基準を明確化するとともに、必要に応じて、評価者間において評価基準を標準化・共有化して、適切な成績評価に努める。

学生が学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができることにつなげることを目指す。

(2) 「知識・理解」(DP2)、「技能・表現」(DP4)と教育方法・学修過程(CP4)

学生が小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得したり、他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わしたりすることができるようになるため、授業において、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ワーク等といった広義のアクティブ・ラーニングを採用し、学生の能動的な学修への参加を取り入れることに努める。

特に、学校教育が直面する今日的課題に適切に対応することができるよう、人間の尊厳、多様な個性の尊重、ICTやAIなどの特性について理解を深め、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力、及び、情報化社会における学習環境や生活環境の変化に適切に対応する力を育成する

(3) 「思考・判断」(DP3)、「態度・志向」(DP5)と教育方法・学修過程(CP5)

小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、学生が情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができるようになるために、PBLやチーム・ラーニングのように、課題を解決する形式の教育方法を授業において採用することに努める。

このことを通じて、他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、学生が社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することにつなげることを目指す。

3 評価

卒業認定・学位授与に関する方針において定めた、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力(DP1～DP5)の修得状況を(1) 大学、(2) 学部・学科、(3) 学生個人の3つのレベルで把握・評価する。

評価においては、1・2回生次に実施する初年次教育におけるそれぞれの学生の評価を、3・4回生次に実施する演習科目の教育活動に積極的に生かすなど、形成的評価を基本とする。

(1) 大学

① 「卒業研究」などの成果、② 学生の志望進路に対する進路決定率によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

(2) 学部・学科

① 「卒業研究」などの成果、② 学生の志望進路に対する進路決定率、③ 学科で取得が可能な免許・資格の取得状況によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

(3) 学生個人

① 各科目のシラバスにおいて提示された成績評価基準に基づいてなされた成績評価、② 「卒業研究」などの成果によって、それら資質・能力の修得状況を評価する。

本学が卒業認定・学位授与に関する方針に定めた卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力（DP1～DP5）を身に付けた人材になるためには、志願する学部・学科で学ぶ目的意識や意欲を持った上で、高等学校までの学修で学んだ知識や、自ら考えて判断する力、さらに、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容等を身に付けて入学してくることが求められる。そのため、本学の志願者には、以下の(1)～(5)のことを求める。

(1) 自立性・自律性・主体性 [AP1]

自分自身の資質・能力は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、大学で学ぶ目的意識と意欲を持っている。高等学校までの学修やその他の活動において、他者に過度に依存したり、従属したりせずに、自らを律して、主体的に行動した経験を有する。

(2) 知識・理解 [AP2]

高等学校の教育課程を幅広く履修して、学修成果を修得している。高等学校で履修した教科・科目について、基礎的な知識を理解して修得し、基礎的な問題を解くことができることを始めとして、具体的に活用することができる。

(3) 思考・判断 [AP3]

高等学校までの学修を通じて、日常生活を始め社会における様々な問題について、情報や知識をもとにして、筋道を立てて論理的に考えて、問題が発生した背景や、問題の諸要因を説明したり、解決策を提案したりすることができる。

(4) 技能・表現 [AP4]

高等学校までの学修を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身に付けている。他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して、意見を交わすことができる。

(5) 態度・志向 [AP5]

志願する学部・学科の学修において獲得する知識や技能を活かして、社会に貢献するという目的意識と意欲を持っている。高等学校までの学修活動、課外活動やボランティア活動等において、多様な人々と協働して、目標の達成を目指した経験を有する。

学部	入学者受入れの方針
文学部	略
社会福祉学部	略

学科	入学者受入れ方針
仏教学科	略
日本史学科	略
日本文学科	略
社会福祉学科	略
臨床心理学科	略

	入学者受入れ方針
教育学部 初等教育学科	教育学部初等教育学科の卒業認定・学位授与に関する方針に定めた、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力（DP1～DP5）を身に付けた人材になるためには、教育学部初等教育学科で学ぶ目的意識や意欲を持った上で、高等学校までの学修で学んだ知識や、自ら考えて判断する力、さらに、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容等を身に付けて入学してくる

ことが求められる。そのため、教育学部初等教育学科の志願者には、以下の（１）～（５）ことを求める。

また、このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施する。

（１） 自立性・自律性・主体性 [AP1]

自分自身が習得してきた資質・能力の現状を把握するとともに、それらを向上させることの必要性を自覚し、大学で学ぶ目的意識と意欲を持っている。また、高等学校までの学習やその他の活動において、自身の成長のために、自らを律して、主体的に、模索や試行錯誤、ふりかえりを重ねた経験を有する。

（２） 知識・理解 [AP2]

高等学校の教育課程の履修を通して、幅広い教科等に関する基礎的・基本的な知識を習得するとともに、多様な他者と協働した経験を有している。

（３） 思考・判断 [AP3]

高等学校までの学習や日常生活等を通じて習得した知識や経験などをもとに、日常生活をはじめ社会における様々な問題の背景や諸要因などを科学的かつ論理的に説明したり、解決策を提案したりすることができる。

（４） 技能・表現 [AP4]

高等学校までの学習や日常生活等を通じて、自分なりに、また、他者と協働しながら、工夫して何かに取り組んだり提案を行ったりした経験を有する。また、それを通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎を身に付けている。

（５） 態度・志向 [AP5]

教育学部初等教育学科の学修において獲得する知識や技能、経験等を生かして、多様な他者とも協働しながら社会に貢献するという目的意識と意欲を持っている。

別表第 2（第 5 条関係）

文学部 仏教学科				
略				
文学部 日本史学科				
略				
文学部 日本文学科 日本文学コース				
略				
文学部 日本文学科 書道コース				
略				
社会福祉学部 社会福祉学科				
略				
社会福祉学部 臨床心理学科				
略				
教育学部 初等教育学科				
必修科目 小学校教育コース（80単位） 幼児教育コース（53単位）	必修	選必	選択	備考
初等教育入門	2			コース共通
障害児教育総論	2			

教育原理	2			
教職概論	2			
特別支援教育論	2			
教育方法論	2			
ICTを活用した教育の理論と方法	2			
心身の発達と学習の心理学	2			
教育課程論	2			
教育相談の理論と方法	2			
教育社会・制度論	2			
観察実習	1			
初等教育セミナー（基礎）Ⅰ	1			
初等教育セミナー（基礎）Ⅱ	1			
初等教育セミナー（発展）Ⅰ	1			
初等教育セミナー（発展）Ⅱ	1			
卒業研究	8			
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			小学校教育コース対応科目
道徳教育の理論と指導法	2			
生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2			
初等国語科（書写を含む）	2			
初等社会科	2			
初等算数科	2			
初等理科	2			
初等国語科指導法	2			
初等社会科指導法	2			
初等算数科指導法	2			
初等理科指導法	2			
初等生活科指導法	2			
初等音楽科指導法	2			
初等図画工作科指導法	2			
初等家庭科指導法	2			
初等体育科指導法	2			
初等英語科指導法	2			
教職体験活動Ⅰ	3			
教職体験活動Ⅱ	1			
教育実習事前事後指導	1			
教育実習（幼小）	4			
教職実践演習（幼小）	2			
保育内容総論	1			幼児教育コース対応科目
子どもと健康	1			
子どもと人間関係	1			
子どもと環境	1			
子どもと言葉	1			

子どもと表現（造形）	1				
子どもと表現（音楽）	1				
健康領域指導法Ⅰ	1				
健康領域指導法Ⅱ	1				
人間関係指導法Ⅰ	1				
人間関係指導法Ⅱ	1				
環境領域指導法Ⅰ	1				
環境領域指導法Ⅱ	1				
言葉領域指導法Ⅰ	1				
言葉領域指導法Ⅱ	1				
表現領域（造形）指導法	1				
表現領域（音楽）指導法	1				
子ども理解の理論と方法	1				
選択科目 小学校教育コース（19単位） 幼児教育コース（46単位）	必修	選必	選択	備考	
初等生活科			2	小学校教育コース対応科目	
初等音楽科			2		
初等図画工作科			2		
初等家庭科			2		
初等体育科			2		
初等英語科			2		
教職体験活動Ⅲ			1		
保育内容総論			1		
子どもと健康			1		
子どもと人間関係			1		
子どもと環境			1		
子どもと言葉			1		
子どもと表現（造形）			1		
子どもと表現（音楽）			1		
健康領域指導法Ⅰ			1		
健康領域指導法Ⅱ			1		
人間関係指導法Ⅰ			1		
人間関係指導法Ⅱ			1		
環境領域指導法Ⅰ			1		
環境領域指導法Ⅱ			1		
言葉領域指導法Ⅰ			1		
言葉領域指導法Ⅱ			1		
表現領域（造形）指導法			1		
表現領域（音楽）指導法			1		
子ども理解の理論と方法			1		
子どもの保健			2		幼児教育コース対応科目
子どもの健康と安全			1		

子どもの食と栄養Ⅰ			1	
子どもの食と栄養Ⅱ			1	
乳児保育Ⅰ			2	
乳児保育Ⅱ			1	
社会的養護Ⅱ			1	
子ども家庭支援の心理学			2	
保育の計画と評価			2	
障害児保育Ⅰ			1	
障害児保育Ⅱ			1	
子育て支援			1	
教育実習事前事後指導			1	
教育実習(幼小)			4	
教職実践演習(幼小)			2	
保育実習指導Ⅰ(施設)			1	
保育実習指導Ⅰ(保育所)			1	
保育実習Ⅰ(施設)			2	
保育実習Ⅰ(保育所)			2	
保育実習指導Ⅱ			1	
保育実習指導Ⅲ			1	
保育実習Ⅱ			2	
保育実習Ⅲ			2	
保育・教職実践演習			2	
保育原理			2	コース共通
子ども家庭福祉			2	
社会福祉			2	
子ども家庭支援論			2	
社会的養護Ⅰ			2	
保育者論			2	
知的障害児の心理			2	
知的障害児の生理・病理			2	
肢体不自由児の心理・生理・病理			2	
病弱児の心理・生理・病理			2	
特別支援教育指導法			2	
知的障害児教育			2	
肢体不自由児教育			2	
病弱児教育			2	
視覚障害総論			2	
聴覚障害総論			2	
重複LD等教育総論			2	
多様な子どもの理解と支援			2	
多文化社会と学校園の教育			2	
AIおよび教育データ活用入門			1	

地域と学校園			2	
初等教育セミナー（基礎）Ⅲ			1	
初等教育セミナー（基礎）Ⅳ			1	
特別支援学校教育実習指導			1	
特別支援学校教育実習			2	

基礎教育科目				
必修区分				
全学部全学科（10単位）	必修	選必	選択	備考
基礎禅学	2			
人権総論	2			
英語Ⅰ	1			
英語Ⅱ	1			
学びのナビゲーション：大学入門	2			
学びのナビゲーション：進路を考える	2			
選択区分				
文学部 仏教学科34単位、日本史学科38単位、日本文学科38単位 社会福祉学部 社会福祉学科26単位、臨床心理学科26単位 教育学部 初等教育学科15単位	必修	選必	選択	備考
心理学概論			2	
禅とこころⅠ			2	
禅とこころⅡ			2	
日本語Ⅰ—Ⅰ	1			留学生以外履修不可
日本語Ⅰ—Ⅱ	1			
日本語Ⅱ—Ⅰ	1			
日本語Ⅱ—Ⅱ	1			
日本語Ⅲ—Ⅰ	1			
日本語Ⅲ—Ⅱ	1			
日本語Ⅳ—Ⅰ	1			
日本語Ⅳ—Ⅱ	1			
総合日本語Ⅰ	2			
総合日本語Ⅱ	2			
単位互換科目Ⅰ			2	初等教育学科履修不可
単位互換科目Ⅰ 2			2	
単位互換科目Ⅰ 3			2	
単位互換科目Ⅱ			4	
単位互換科目Ⅲ			1	
単位互換科目Ⅲ 2			1	
単位互換科目Ⅲ 3			1	
職業体験プログラム			2	初等教育学科履修不可
課題解決プログラムⅠ			1	
課題解決プログラムⅡ			1	

学生デベロップメントゼミ I			1	
学生デベロップメントゼミ II			1	
国のしくみ（日本国憲法）			2	
アカデミック・ライティング入門			1	
ボランティアの理論と実践 I			1	
ボランティアの理論と実践 II			1	
General English I			1	
General English II			1	
English Workshop I			2	
English Workshop II			2	
Listening Skills I			1	
Listening Skills II			1	
Reading Skills I			1	
Reading Skills II			1	
Communicative English I			1	
Communicative English II			1	
異文化理解 I			2	
異文化理解 II			2	
TOEICコース I			1	
TOEICコース II			1	
時事英語 I			2	
時事英語 II			2	
短期留学（英語）			4	
長期留学（英語）			16	初等教育学科履修不可
ハングル（入門） I			2	
ハングル（入門） II			2	
韓国文化 I			2	
韓国文化 II			2	
ハングル実用会話 I			1	
ハングル実用会話 II			1	
中国語入門 I			2	
中国語入門 II			2	
中国理解 I			1	
中国理解 II			1	
中国語初級 I			1	
中国語初級 II			1	
中国文化論 I			2	
中国文化論 II			2	
中国語会話 I			1	
中国語会話 II			1	
短期留学（中国語）			2	
長期留学（中国語）			32	初等教育学科履修不可

体育実技Ⅰ			1	
体育実技Ⅱ			1	
体育実技Ⅲ			1	
体育実技Ⅳ			1	
体育実技Ⅴ			1	
体育実技Ⅵ			1	
体育実技Ⅶ			1	
体育実技Ⅷ			1	
体育実技Ⅸ			1	
体育実技ⅩⅠ			1	
体育実技ⅩⅡ			1	
体育実技ⅩⅢ			1	
体育実技ⅩⅣ			1	
体育実技ⅩⅤ			1	
体育実技ⅩⅥ			1	
体育実技ⅩⅦ			1	
スポーツ社会学			2	
健康学			2	
運動科学論			2	
アダプテッド・エクササイズ論			2	
健康運動処方論			2	
健康運動実技指導論と実際			2	
エアロビック・エクササイズ			1	
ストレッチングの理論と実際			2	
筋力トレーニングの理論と実際			2	
コーチング学			2	
スポーツ心理学			2	
救命救急処置			2	
運動障害と予防			2	
情報基礎			1	
情報と社会			2	
パーソナル・コンピュータ活用技術A			2	
パーソナル・コンピュータ活用技術B			2	
コンピュータ・ネットワーク入門			2	
大学生のための情報処理入門			1	
表計算入門			1	
表計算中級			1	
データサイエンス入門			2	
データサイエンス演習			1	
学校教育における情報基礎			2	

基礎教育科目〔総合科目群〕

	科目名	単位	仏教	日史	日文	日文	社福	臨床	初等
--	-----	----	----	----	----	----	----	----	----

						書道			
仏 教 学 科 提 供 科 目	漢文の基礎 I — I	2	×						×
	漢文の基礎 I — II	2	×						×
	日本の禅籍 I	2	×						×
	日本の禅籍 II	2	×						×
	臨床死生学論 I	2	×						
	臨床死生学論 II	2	×						
	哲学概論 I	2	×						
	哲学概論 II	2	×						
	サンスクリット語 I	2	×						×
	サンスクリット語 II	2	×						×
	日本中世の禅宗 I	2	×						×
	日本中世の禅宗 II	2	×						×
	東アジアの仏教と歴史 I	2	×				×	×	×
	東アジアの仏教と歴史 II	2	×				×	×	×
	禅と茶道文化 I	2	×						×
	禅と茶道文化 II	2	×						×
	禅と華道文化 I	2	×						×
	禅と華道文化 II	2	×						×
	禅と造形芸術 I	2	×						×
	禅と造形芸術 II	2	×						×
禅文化研究 I	2	×						×	
禅文化研究 II	2	×						×	
日 本 史 学 科 提 供 科 目	古代史概説	2		×					
	中世史概説	2		×					
	近世史概説	2		×					
	近現代史概説	2		×					
	東洋史概説 I	2		×					
	東洋史概説 II	2		×					
	西洋史概説 I	2		×					×
	西洋史概説 II	2		×					×
	自然地理学 I	2		×					
	自然地理学 II	2		×					
	人文地理学 I	2		×					
	人文地理学 II	2		×					
	地誌学 I	2		×					
	地誌学 II	2		×					
	日本政治史 I	2		×					
	日本政治史 II	2		×					
	日本経済史 I	2		×					
	日本経済史 II	2		×					

	図書館概論	2		×					
	図書館制度・経営論	2		×					
	図書館情報技術論	2		×					×
	政治学（国際政治を含む）Ⅰ	2		×					×
	政治学（国際政治を含む）Ⅱ	2		×					×
	倫理学Ⅰ	2		×					
	倫理学Ⅱ	2		×					
日本文学 科提供 科目	日本語史Ⅰ	2			×	×			×
	日本語史Ⅱ	2			×	×			×
	日本語表現論Ⅰ	2			×	×			×
	日本語表現論Ⅱ	2			×	×			×
	古典文法基礎	2			×				×
	言語学概論Ⅰ	2			×				×
	言語学概論Ⅱ	2			×				×
	写本講読	2			×	×			×
	書道概論Ⅰ	2				×			
	書道概論Ⅱ	2				×			
	日本文学概論（古典）	2			×	×			
	日本文学概論（近現代）	2			×	×			
	日本語学概論	2			×	×			×
	中国文学史Ⅰ	2			×	×			×
	中国文学史Ⅱ	2			×	×			×
	漢文学Ⅰ	2			×	×			×
漢文学Ⅱ	2			×	×			×	
社会福祉学 科提供 科目	福祉サービスの組織と経営	2					×	×	
	権利擁護を支える法制度	2					×	×	
	刑事司法と福祉	2					×	×	×
	法学（国際法を含む）Ⅰ	2					×		
	法学（国際法を含む）Ⅱ	2					×		
	社会学と社会システム	2					×		
	社会政策論Ⅰ	2					×		
	社会政策論Ⅱ	2					×		
	精神保健Ⅰ	2					×	×	×
	精神保健Ⅱ	2					×	×	×
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅲ	2	×	×	×	×	×		×
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅳ	2	×	×	×	×	×		×
	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	×	×	×	×	×		×
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	×	×	×	×	×		×
精神保健福祉制度論	2	×	×	×	×	×		×	
フィールドワーク入門	2					×		×	
臨床	障害者・障害児心理学	2						×	
	社会・集団・家族心理学	2					×	×	

心理学 科提供 科目	感情・人格心理学	2						×	×
	臨床心理学概論	2						×	
	司法・犯罪心理学	2						×	×
	教育・学校心理学	2						×	
	発達心理学	2						×	
	心理学的支援法	2	×	×	×	×		×	×
博物館学芸員課程提供科目	考古学概論Ⅰ	2		×					×
	考古学概論Ⅱ	2		×					×
	民俗学概論Ⅰ	2		×					×
	民俗学概論Ⅱ	2		×					×
	美術史学概論Ⅰ	2		×					×
	美術史学概論Ⅱ	2		×					×

別表第3（第11条の2関係）

教育職員免許状取得に関する科目				
〔教育の基礎的理解に関する科目等〕				
中学31単位・高校27単位	必修	選必	選択	備考
教育原理	2			
教職概論	2			
学校経営論	2			
教育制度論			2	
心身の発達と学習の心理学	2			
特別支援教育論	2			
教育課程論	2			
道徳教育の理論と指導法	2			中学免対応科目
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			
教育方法論	2			
ICTを活用した教育の理論と方法	2			
生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2			
教育相談の理論と方法	2			
教育実習指導（中・高）	1			取得免許実習必修
教育実習（中学）		4		
教育実習（高校）		2		
教職実践演習（中・高）	2			
幼稚園26単位・小学校31単位	必修	選必	選択	備考
教育原理	2			
教職概論	2			
教育社会・制度論	2			
心身の発達と学習の心理学	2			
特別支援教育論	2			
教育課程論	2			

教育方法論	2			
ICTを活用した教育の理論と方法	2			
教育相談の理論と方法	2			
道徳教育の理論と指導法	2			小免対応科目
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			
生徒指導の理論と方法（進路指導を含む）	2			
子ども理解の理論と方法	1			幼免対応科目
教育実習事前事後指導	1			
教育実習（幼小）	4			
教職実践演習（幼小）		2		小免 教職実践演習（幼小） 必修
保育・教職実践演習		2		
〔教科及び教科の指導法に関する科目〕				
宗教（中学28単位・高校32単位）（仏教学科）				
略				
中学（社会48単位）・高校（地理歴史32単位・公民34単位）（日本史学科）				
略				
中学（国語30単位）・高校（国語30単位・書道32単位）（日本文学科）				
略				
高校（公民34単位）（社会福祉学科）				
略				
〔教科及び教科の指導法に関する科目〕				
小学校30単位（初等教育学科）	必修	選必	選択	備考
初等国語科（書写を含む）	2			
初等社会科	2			
初等算数科	2			
初等理科	2			
初等生活科		2		2単位必修
初等音楽科		2		
初等図画工作科		2		
初等家庭科		2		
初等体育科		2		
初等英語科		2		
初等国語科指導法	2			
初等社会科指導法	2			
初等算数科指導法	2			
初等理科指導法	2			
初等生活科指導法	2			
初等音楽科指導法	2			
初等図画工作科指導法	2			
初等家庭科指導法	2			
初等体育科指導法	2			

初等英語科指導法	2			
〔領域及び保育内容の指導法に関する科目〕				
幼稚園17単位（初等教育学科）	必修	選必	選択	備考
子どもと健康	1			
子どもと人間関係	1			
子どもと環境	1			
子どもと言葉	1			
子どもと表現（造形）	1			
子どもと表現（音楽）	1			
保育内容総論	1			
健康領域指導法Ⅰ	1			
健康領域指導法Ⅱ	1			
人間関係領域指導法Ⅰ	1			
人間関係領域指導法Ⅱ	1			
環境領域指導法Ⅰ	1			
環境領域指導法Ⅱ	1			
言葉領域指導法Ⅰ	1			
言葉領域指導法Ⅱ	1			
表現領域（造形）指導法	1			
表現領域（音楽）指導法	1			
〔大学が独自に設定する科目〕				
中学校・高等学校	必修	選必	選択	備考
略				
小学校	必修	選必	選択	備考
観察実習	1			
教職体験活動Ⅰ	3			
教職体験活動Ⅱ	1			
教職体験活動Ⅲ			1	
幼稚園	必修	選必	選択	備考
観察実習	1			
保育原理		2		
子ども家庭福祉		2		
子ども家庭支援論		2		
社会福祉		2		
社会的養護Ⅰ		2		
保育者論		2		
〔第66条の6に定める科目〕				
幼稚園・小学校・中学校・高等学校	必修	選必	選択	備考
国のしくみ（日本国憲法）	2			
スポーツ社会学		2		
健康学		2		2単位必修

運動科学論		2			
体育実技Ⅰ		1		1単位必修 Xは幼・小免対応科目	
体育実技Ⅱ		1			
体育実技Ⅲ		1			
体育実技Ⅳ		1			
体育実技Ⅴ		1			
体育実技Ⅵ		1			
体育実技Ⅶ		1			
体育実技Ⅷ		1			
体育実技ⅧⅠ		1			
体育実技ⅧⅡ		1			
体育実技ⅧⅢ		1			
体育実技ⅧⅣ		1			
体育実技ⅧⅤ		1			
体育実技ⅧⅥ		1			
体育実技ⅧⅦ		1			
英語Ⅰ	1				
英語Ⅱ	1				
学校教育における情報基礎	2				
〔特別支援教育に関する科目〕					
27単位（初等教育学科）	必修	選必	選択	備考	
障害児教育総論	2				
知的障害児の心理	2				
知的障害児の病理	2				
肢体不自由児の心理・生理・病理	2				
病弱児の心理・生理・病理	2				
知的障害児教育	2				
特別支援教育指導法	2				
肢体不自由児教育	2				
病弱児教育	2				
視覚障害総論	2				
聴覚障害総論	2				
重複LD等教育総論	2				
特別支援学校教育実習指導	1				
特別支援学校教育実習	2				

別表第4（第12条関係）

〔学校図書館司書教諭資格に関する科目〕（10単位）				
授業科目	必修	選必	選択	備考
学校経営と学校図書館	2			
学習指導と学校図書館	2			

情報メディアの活用	2			
学校図書館メディアの構成	2			
読書と豊かな人間性	2			

別表第5 削除

別表第6 (第13条の2関係)

社会福祉士受験資格に関する科目 (61単位)
略

別表第7 (第14条関係)

博物館学芸員資格に関する科目 (29単位)
略

別表第8 (第15条関係)

妙心寺派教師資格に関する科目等 (34単位)
略

別表第9 (第15条の2関係)

図書館司書資格に関する科目 (24単位)
略

別表第10 (第15条の3関係)

精神保健福祉士受験資格に関する科目 (63単位)
略

別表第11 (第15条の4関係)

認定心理士資格に関する科目 (36単位)
略

別表第12 (第15条の5関係)

(削除)

別表第13 (第15条の6関係)

区分	厚生労働省告示による授業科目					本学の開設授業科目 (76単位)				
	系列	教科目	授業形態	設定単位数	設置単位数	授業科目	授業形態	時間	単位数	履修単位数
告示によ	教養科	外国語、体育以外				人権総論	講義	30	2	

る教科目	目	の科目	不問	6以上	10単位以上	基礎禅学	講義	30	2	13単位		
						国のしくみ（日本国憲法）	講義	30	2			
						学校教育における情報基礎	演習	30	2			
						英語Ⅰ	演習	30	1			
		英語Ⅱ	演習	30		1						
		外国語	演習	2以上		スポーツ社会学	講義	30	2		1科目必修	
						健康学						2
						運動科学論						2
		体育	講義	1		体育実技X	実技	30	1			
						実技					1	
告示別表第1による教科目（必修科目）	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	51単位	保育原理	講義	30	2	54単位		
		教育原理	講義	2		教育原理	講義	30	2			
		子ども家庭福祉	講義	2		子ども家庭福祉	講義	30	2			
		社会福祉	講義	2		社会福祉	講義	30	2			
		子ども家庭支援論	講義	2		子ども家庭支援論	講義	30	2			
		社会的養護Ⅰ	講義	2		社会的養護Ⅰ	講義	30	2			
		保育者論	講義	2		保育者論	講義	30	2			
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2		心身の発達と学習の心理学	講義	30	2			
		子ども家庭支援の心理学	講義	2		子ども家庭支援の心理学	講義	30	2			
		子どもの理解と援助	演習	1		子ども理解の理論と方法	演習	30	1			
		子どもの保健	講義	2		子どもの保健	講義	30	2			
		子どもの食と栄養	演習	2		子どもの食と栄養	演習	60	2			
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2		保育の計画と評価	講義	30	2			
		保育内容総論	演習	1		保育内容総論	演習	30	1			
		保育内容演習	演習	5		健康領域指導法Ⅰ	演習	30	1			
						人間関係領域指導法Ⅰ	演習	30	1			
						環境領域指導法Ⅰ	演習	30	1			
						言葉領域指導法Ⅰ	演習	30	1			
						表現領域（造形）指導法	演習	30	1			
		表現領域（音楽）指導法	演習	30		1						
		保育内容の理解と方法	演習	4		子どもと健康	演習	30	1			
						子どもと人間関係	演習	30	1			
						子どもと環境	演習	30	1			
						子どもと言葉	演習	30	1			
						子どもと表現（造形）	演習	30	1			
	子どもと表現（音	演習	30	1								

略

別表第15（第15条の8関係）

宗教文化士受験資格に関する科目（16単位）
略

別表第16（第15条の9関係）

公認心理師受験資格に関する科目（52単位）
略

別表第17（第43条関係）

入学検定料	35,000円
-------	---------

付記

1. 大学入学共通テスト利用方式入学試験の入学検定料は15,000円とする。
2. 出願の種類、体様により入学検定料を減額することがある。

別表第18（第44条第1項関係）

入学金	200,000円
-----	----------

付記

1. 本学同窓会・後援会会員の2親等以内の親族は全額免除とする。
2. 本学留学生別科出身者は全額免除とする。
3. 花園高等学校からの進学者は半額免除とする。

学費	授業料（文学部）	826,000円
	授業料（社会福祉学部）	829,000円
	授業料（教育学部）	829,000円
	教育充実費	220,000円

付記

1. 本学に生計を同じくする兄弟姉妹が2名以上同時に在籍している場合、先に入学している者の授業料を半額免除する。ただし、休学している者および最短修業年限を超えている者は除く。
2. 最短修業年限を超えて在籍する者で、卒業所要不足単位数が10単位以下の場合に限り、年間授業料相当額を半額免除とする。

別表第19（第44条第3項関係）

在籍料	10,000円
-----	---------

花園大学連合教授会規程（案）

平成4年4月1日
制定

改正	平成6年4月1日	平成18年4月1日
	平成27年3月24日	平成27年5月28日
	令和2年4月1日	令和8年4月1日

（設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条及び花園大学学則（以下「学則」という。）第52条に基づき連合教授会を設ける。

（組織）

第2条 連合教授会は、文学部、社会福祉学部及び教育学部の教授、准教授及び講師をもって組織する。

（招集）

第3条 学長は、連合教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に支障のある場合は、副学長がこれを代行する。

2 学長は、定例連合教授会及び臨時連合教授会のほか、連合教授会構成員の4分の1以上の請求がある場合、速やかにこれを招集しなければならない。

（教授会の成立）

第4条 連合教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、休職中の者及び在内・在外研究員を命じられた者は、その期間中、構成員の数に算入しない。

2 教授会員がやむを得ない事情により教授会に出席できない場合は、委任すべき事項を明示した委任状をもって議長に委任することができる。

3 委任状提出者は、第1項に規定する連合教授会成立要件における出席者とみなす。

（審議事項）

第5条 連合教授会は、学則第52条第4項に定める事項について学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

2 連合教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（教育研究に関する重要な事項）

第6条 学則第52条第4項第3号に規定する教育研究に関する重要な事項は、次の通りとする。

（1）教育課程の編成に関する事項

（2）学生の転部、転科、休学、退学、除籍、復学等に関する事項

（3）その他、大学の教育研究に関する重要事項

（事務職員の出席）

第7条 学長は、必要に応じて事務職員を連合教授会に出席させ、報告又は意見を求めることができる。

（議事録）

第8条 議事は、書記が記録し、議長が点検する。理事および連合教授会構成員は、議事録を閲覧することができる。

（改廃）

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、平成27年5月28日から施行する。
- 1 本規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 本規程は、令和8年4月1日から施行する。